

[税だより]

Tax News

納期内納入にご協力ください。

12月は町税完納月間

『納付期限は12月28日(金)』

口座振替のかたは、12月25日(火)に口座引き落としをしますので、預金残高などの確認をお願いします。

12月は

町県民税（4期）	国民健康保険税（6期）
介護保険料（6期）	後期高齢者医療保険料（6期）

の納付月です。

す。

証明書は、税務課で発行します。手数料は無料です。

なお、平成25年1月1日以降に納付された場合は、平成25年分の控除対象となります。そこでご注意ください。

◎償却資産の申告を！

申告は平成25年1月31日(木)までに

者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・見積価格など、償却資産課税台帳の登録および価格決定に必要な事項を、1月31日(木)までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。

期限内申告にご協力ください。

法人や自営業者などで、そ

の事業に使用する償却資産（家屋として課税される建物、自動車および軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等は除く）の所有

ことになります。

未納のあるかたには、「町税催告書」を送付し、税務課職員が自宅や職場を訪問することもあります。

納税は、社会の基本的なル

ールです。自ら進んで12月の「町税完納月間内」に納付していただきますようお願いします。

◎国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料の控除対象です

国民健康保険税と介護保

料、後期高齢者保険料は、平

成24年分の確定申告または年

末調整での社会保険料控除の対象となります。

ただし、平成24年1月1日から12月31日までに納付され

た額だけが控除対象となります。

（86）1172〔直通〕